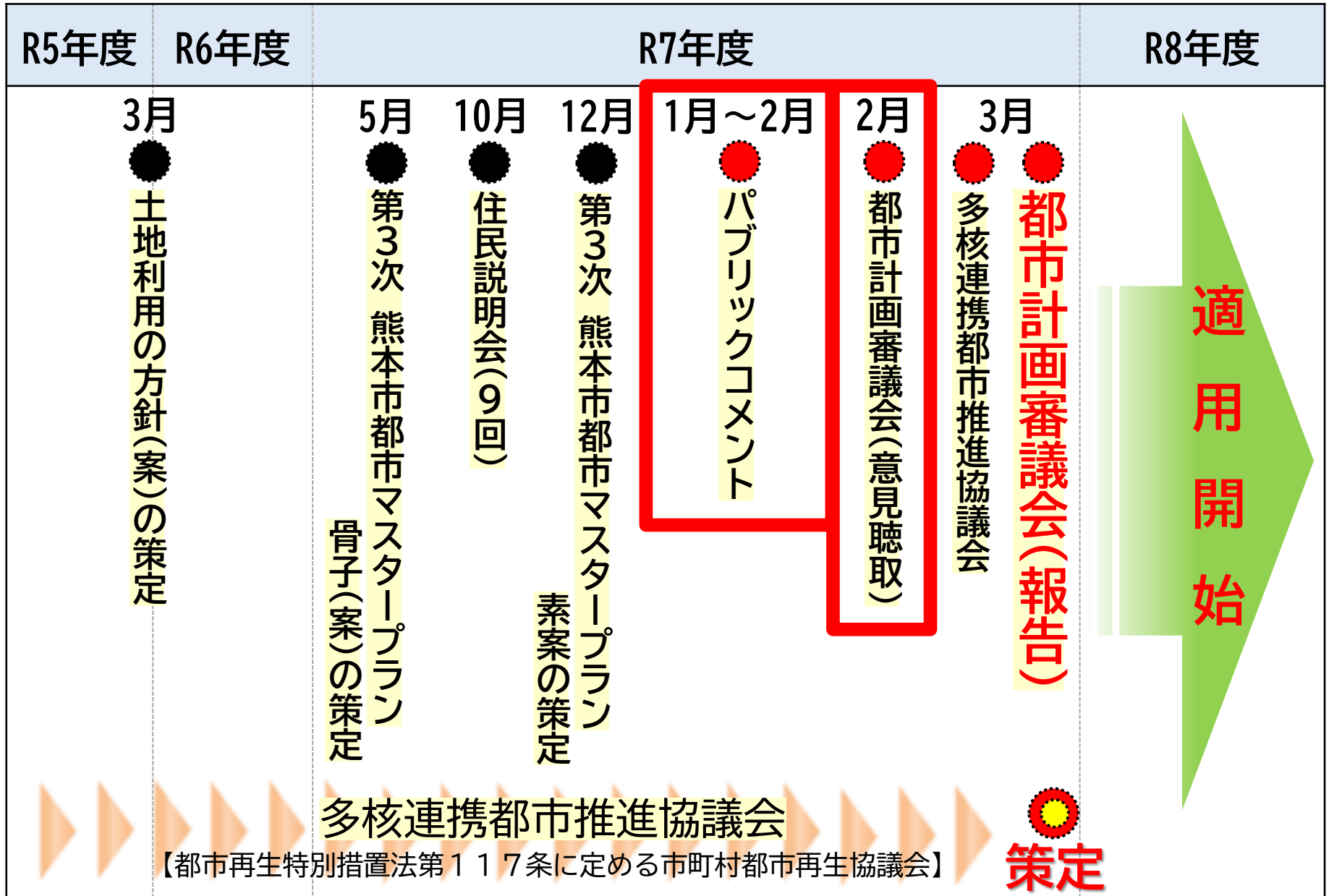


第3次 熊本市都市マスタープラン

【報告】



計画策定の経緯の概要



- ・ 期 間：令和8年 1月13日（火）から
令和8年 2月13日（金）まで

- ・ 意見数：16件（7名）

ご意見を踏まえ補足・修正するもの : 4件

ご意見の内容を既に素案に記載しているもの : 9件

市の考えを説明しご理解いただくもの : 3件

パブリックコメントに対する対応状況

No	ご意見の要旨	市の考え方	対応
1	【交通】 市の中心部を通らずに東西南北に移動できる環状道路や都市高速がないことが交通渋滞の原因。	<u>3章2節「都市施設・交通体系の方針（P41～）」に記載のとおり、10分・20分構想等の広域道路ネットワークの形成を推進するとともに、都市の骨格である2環状11放射道路網、交通結節点へのアクセス道路や幹線道路の整備を促進することで、交通混雑を緩和し、円滑な交通の確保に取り組みます。</u>	既記載
2	【交通】 市の主要施設が中心部に集まっていることが交通渋滞の原因。	<u>2章「都市の将来像（P27～）」、3章1節「土地利用の方針（P37～）」等に記載のとおり、中心市街地のみならず15の地域拠点に、日常生活に必要な都市機能を重点的に誘導・集積し、その周辺や公共交通沿線等に居住を誘導・集積することにより、人口減少下においても誰もが暮らしやすい都市を目指します。</u> 併せて、拠点間並びに拠点までの公共交通の利便性を高め、自動車依存からの転換を図ることで交通渋滞の緩和を図ります。	既記載

パブリックコメントに対する対応状況

No	ご意見の要旨	市の考え方	対応
3	<p>【交通】 居住誘導区域としてみならず利便性の高いバス路線は、1日何便以上なのか。</p>	<p>別途、作成・公開予定の「資料編」で、居住誘導区域設定の考え方について、<u>詳細をお示しする予定です。</u></p>	<p>説明・理解</p>
4	<p>【都市機能・居住誘導】 都市機能等の誘導により、誘導区域外の方々も将来にわたって暮らしやすくなる等のメリットを記載したほうが良い。</p>	<p><u>立地適正化計画では、地域拠点を中心とする誘導区域に、都市機能等を誘導・集積し、拠点までの公共交通の利便性を高めることで、誘導区域外も含めた市域全体の暮らしやすさを維持していくことを目的としています。</u> そのことがより伝わるよう、<u>「本計画を推進することで、人口減少下においても居住誘導区域内はもとより区域外、さらには、市街化調整区域等を含めた市域全体の生活利便性の維持・向上が図られる」等を追記（P76）</u>します。</p>	<p>補足修正</p>

パブリックコメントに対する対応状況

No	ご意見の要旨	市の考え方	対応
5	<p>【市民参画】 「市民」の中に、障がい当事者団体を含めるべき。</p>	<p>素案の「<u>市民</u>」という単語は、<u>障がい当事者団体等を含め、「全ての市民」を意味しています。</u></p>	既記載
6	<p>【市民参画】 多核連携都市の実現に向け、市民協働のもと、本プランを着実に推進されることを切に希望する。</p>	<p><u>6章「今後の進め方（P124）」に記載のとおり、多核連携都市の実現に向け、当マスタープランに基づき、市民をはじめ多様な主体と連携し、各取組を推進してまいります。</u></p>	既記載
7	<p>【防災】 いつ発生するかわからない災害に対応できるよう、本計画に予行体験や予行練習のことを記載してほしい。</p>	<p><u>3章5節「都市防災の方針（P53～）」に記載のとおり、災害時に的確な行動を取れるように学校等において防災教育に取り組むとともに、マイタイムラインや地域版ハザードマップの作成等を促進し、<u>防災意識や災害対応力の向上を図ります。</u></u></p>	既記載

パブリックコメントに対する対応状況

No	ご意見の要旨	市の考え方	対応
8	<p>【防災】 将来世代の利便性向上と高密度・高機能な都市形成を基本方針とし、「立地適正化計画」及び「防災減災型まちづくり」を一層促進すべき。</p>	<p><u>3章1節「土地利用の方針（P37～）」、5章「立地適正化計画（P75～）」等に記載のとおり、将来にわたって暮らしやすさを維持・確保するため、コンパクトで交通ネットワークが充実した都市づくりを推進します。</u></p> <p>また、<u>中心市街地においては、広域的に利用される高次都市機能の誘導・集積を図るとともに、老朽建築物の建替え等を促進し、防災機能の向上を図ります。</u></p>	既記載
9	<p>【防災】 災害リスクを踏まえ、複数拠点の生活を前提とした取組を検討してほしい。</p>	<p><u>3章5節「都市防災の方針（P53～）」に記載のとおり、道路や河川等の都市基盤の強化、建築物の耐震化、災害リスクが高い箇所の土地利用の規制強化や移転促進、防災関連施設の機能強化を図るとともに、災害リスクを踏まえた居住地選択ができるよう、ハード・ソフト両面から総合的・計画的に取り組み、安心して住み続けられる都市づくりを進めてまいります。</u></p>	既記載

パブリックコメントに対する対応状況

No	ご意見の要旨	市の考え方	対応
10	<p>【防災】 災害の発生を前提に、災害後の復興計画を見据えた都市づくりを検討すべき。</p>	<p><u>3章5節「都市防災の方針（P53～）」、5章「立地適正化計画（P75～）」等に記載のとおり、将来の人口減少等を見据えて都市機能や居住を誘導する区域を設定し、当該区域の防災指針を定めるとともに、土砂災害等の恐れがあるエリアの土地利用規制の強化や移転等を推進します。</u></p> <p><u>また、災害時に機能を発揮する道路ネットワークの確保、民間施設と連携した安全確保体制の確保等を推進します。</u></p> <p><u>このように、被災後、早期に復旧並びに復興まちづくりに着手できるように、取組を推進してまいります。</u></p>	既記載
11	<p>【防災】 平時から、災害の発生と復興を見据えたまちづくりを進める必要がある。</p>	<p><u>3章5節「都市防災の方針（P53～）」に記載のとおり、被災後、早期に適確な復興まちづくりに着手できるように、過去の災害からの課題・教訓等を踏まえ、復興時を想定した取組を検討してまいります。</u></p>	既記載

パブリックコメントに対する対応状況

No	ご意見の要旨	市の考え方	対応
12	<p>【防災】 立地適正化計画の防災指針について、想定最大規模等の目安となる雨量を教えてください。</p> <p>また、近年、時間雨量等が増加していることから、見直しも検討すべき。</p>	<p><u>想定最大規模の降雨量は、白川流域が2日総雨量860mm、緑川流域が12時間総雨量595mmです。</u></p> <p>今後、河川管理者にて時間雨量等の見直しとなされた際は、<u>本計画の改定時期に合わせて、災害リスク分析を行う予定</u>ですので、次のとおり文言を追記（P111）します。</p> <p>「災害リスク分析の見直し及び更新をはじめ、今後、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域など、更なる災害リスク分析を実施していきます。」</p>	補足修正
13	<p>【防災】 立地適正化計画の目標値「市街化区域の雨水出水（内水）浸水想定区域の解消率」は、面積と人口の両面で評価すべき。</p>	<p>ご指摘の指標（P122～）について、対象区域の<u>人口減少が、対策の実施による想定区域の縮小によるものか判断が困難</u>であるため、面積のみを評価指標としています。</p>	説明・理解

パブリックコメントに対する対応状況

No	ご意見の要旨	市の考え方	対応
14	<p>【防災】 立地適正化計画の防災指針において、リスク分析の図が見えづらい。</p>	<p>付録に掲載の「どこにでも起こりうる直下地震×旧耐震基準で建てられたと想定される木造建築物（P44～51）」の図など、<u>配色を修正</u>します。</p>	<p>補足修正</p>
15	<p>【施策】 誘導施策の各事業について、①継続 ②拡充 ③新規事業に区別したほうが分かりやすい。</p>	<p><u>「継続」「拡充」「新規」の区分を追記（P115,116）</u>します。</p>	<p>補足修正</p>
16	<p>【施策】 立地適正化計画の施策「空き家リフォームに対するインセンティブ」は、どうして居住誘導区域の人口密度を維持するための施策となるのか。</p>	<p>市域内に存在する<u>1年以上経過した空き家</u>のうち、<u>半分以上が居住誘導区域に存在</u>しています（H30調査時）。</p> <p>したがって、<u>居住誘導区域の空き家のリフォームを推進</u>することは、<u>居住誘導区域における人口密度の維持に効果的な施策</u>であると考えています。</p>	<p>説明・理解</p>

- ・ 第56回熊本市都市計画審議会

- ・ 開催日：令和8年 2月10日（火）

- ・ 意見数：9件

ご意見を踏まえ修正するもの : 1件

ご意見の内容を既に素案に記載しているもの : 6件

今後の事業実施段階等で参考とするもの : 2件

都市計画審議会での意見聴取に対する対応状況

No	意見・質問の要旨	市の考え方	対応
1	<p>【都市機能・居住誘導】 立地適正化計画を読むと、誘導区域外に住んではいけないように感じる。</p>	<p><u>立地適正化計画では、地域拠点を中心とする誘導区域に都市機能等を重点的に誘導・集積し、拠点までの公共交通の利便性を高めることで、<u>誘導区域外も含めた市域全体の暮らしやすさを維持していくことを目的としています。</u></u></p> <p>そのことがより伝わるよう「本計画を推進することで、人口減少下においても居住誘導区域内はもとより区域外、さらには、市街化調整区域等を含めた市域全体の生活利便性の維持・向上が図られる」等を追記（P76）するとともに、誤解を与えないよう立地適正化計画の考え方を補足（P78）します。</p>	補足修正

都市計画審議会での意見聴取に対する対応状況

No	意見・質問の要旨	市の考え方	対応
2	<p>【土地利用】 「コンパクト＋ネットワーク」に加え、市街化調整区域における地域特性に応じた土地利用の考え方を市民に説明することが重要。</p>	<p><u>3章1節「土地利用の方針（P37～）」に記載のとおり、市街化調整区域においても、市街化区域と一体となって良好な居住環境を形成する区域や、既に集落が形成されているエリアについては、地区計画制度等により地域コミュニティや地域特性に応じた生活利便性を確保していきます。このことは、市民にわかりやすく説明してまいります。</u></p>	既記載
3	<p>【土地利用】 集落の維持が危機的状況のエリアがあるので、新たな制度設計が必要ではないか。</p>	<p><u>3章1節「土地利用の方針（P37～）」に基づき、今後調査等を行ったうえで、市街化調整区域における既存集落の維持に必要な制度を検討します。その際は地域とコミュニケーションをとりながら進めます。</u></p>	既記載
4	<p>【土地利用】 郊外部の集落は地域コミュニティを維持していくうえで重要。</p>	<p><u>3章1節「土地利用の方針（P37～）」に基づき、集落内開発制度をはじめ、市街化調整区域の既存集落のコミュニティや生活利便性の維持に寄与する制度の検討を行ってまいります。</u></p>	既記載

都市計画審議会での意見聴取に対する対応状況

No	意見・質問の要旨	市の考え方	対応
5	<p>【交通】 交通渋滞について、熊本市としての目標を掲げるべきでは。</p>	<p><u>渋滞対策</u>については、当マスタープランに基づき、<u>熊本都市圏都市交通マスタープラン</u>及び、<u>来年度改定する「熊本地域公共交通計画」と連携し、着実に推進します。</u></p> <p><u>目標値</u>についても<u>同計画の検討状況を踏まえ反映します。</u></p>	事業参考
6	<p>【交通】 塾や習い事の送迎など、子育てには車が不可欠な社会であり、子供が安心して利用できる公共交通を望む。</p>	<p>これまでも子育て世代の移動支援を目的としたAIデマンドタクシーの社会実験等に取り組んできたところであり、今後も多様な施策を通じて、<u>持続可能で質の高いサービスによって、誰もが移動しやすい公共交通体系の構築を目指します。</u></p>	事業参考

都市計画審議会での意見聴取に対する対応状況

No	意見・質問の要旨	市の考え方	対応
7	<p>【交通】 地域拠点と中心市街地の移動は公共交通を利用、地域拠点から自宅へは自転車やP & Rを利用、といった施策が渋滞解消につながる。</p>	<p><u>3章2節「都市施設・交通体系の方針（P41～）」に記載のとおり、中心市街地と拠点を結ぶ基幹公共交通軸8軸を強化するとともに、自転車やコミュニティバス等のラストワンマイルの施策等に取り組み、公共交通への転換を図ります。</u></p>	既記載
8	<p>【交通・市街地】 人口減少の1つの要因は、若い女性の減少である。そのためにも交通の課題解決が必要。</p>	<p><u>3章「分野別の方針（P35～）」等に記載のとおり、若者世代や女性に選んでもらえるよう、生活サービス施設の確保や公共交通等の利便性向上、賑わい創出等により、魅力的な都市空間の形成に取り組みます。</u></p>	既記載
9	<p>【市民参画】 検定など、市民の理解を促進する取組を実施してみてはどうか。</p>	<p><u>6章「今後の進め方（P124）」に記載のとおり、策定後は、出前講座や地域の勉強会等あらゆる機会を捉えて、概要版や動画等を活用し、理解の促進を図ります。</u></p>	既記載

計画策定の経緯の概要

